

議案第53号

小松島市介護保険条例の一部を改正する条例について

小松島市介護保険条例（平成12年小松島市条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年6月10日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市介護保険条例の一部を改正する条例

小松島市介護保険条例（平成12年小松島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,510円とする。

第6条第3項中「第4条第6号」を「第4条第1項第6号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第2項及び第6条第3項の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小松島市介護保険条例第4条第2項及び第6条第3項の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。